

## 平成28年5月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

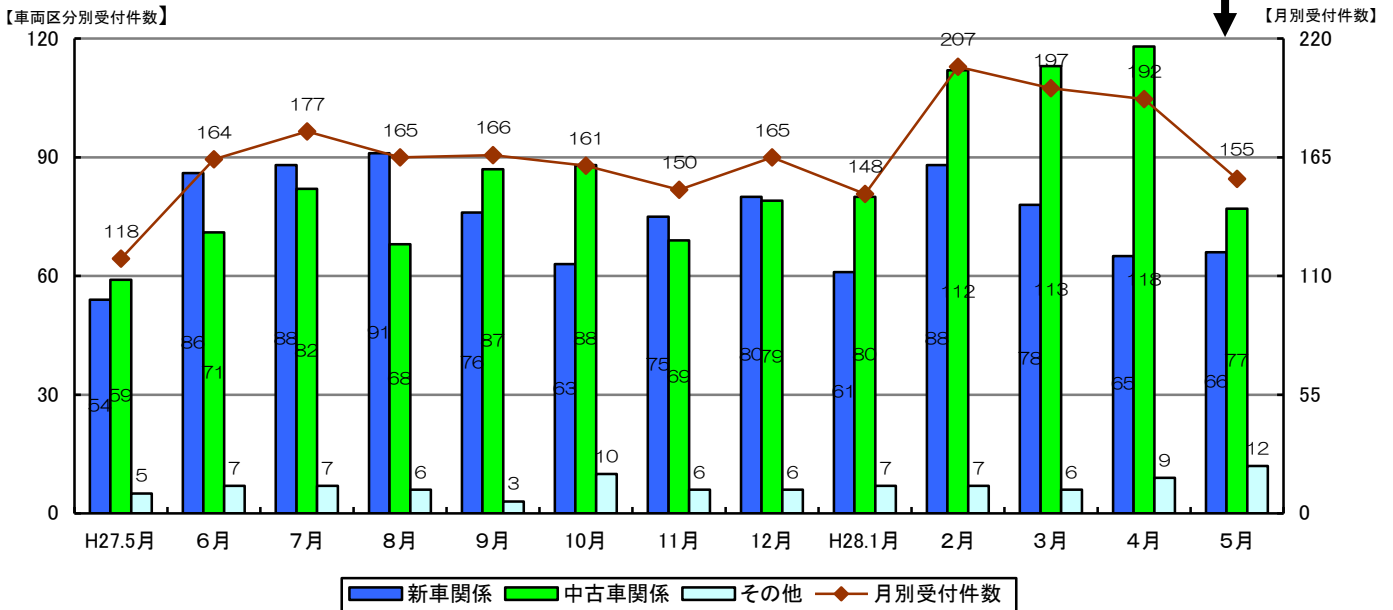
5月度の全体の相談受付件数は計155件で、前月度と比較すると37件減、対前年同月比では37件増（新車関係12件増、中古車関係18件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「自動車関係団体」からの問い合わせが最も多く、全体の約52%を占めています。

【相談者の内訳・平成28年5月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	66	77	12	155
広告代理店等	29	15	5	49
メーカー系ディーラー	16	12	1	29
自動車関係団体	13	17	2	32
中古車専門店	1	23	3	27
中古車情報誌社	0	4	1	5
メーカー	4	1	0	5
新聞社	1	1	0	2
テレビ・ラジオ局	0	2	0	2
その他	2	2	0	4

【相談受付件数の推移・平成27年5月～平成28年5月】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、試乗車に新車時の販売価格を表示する場合の表示方法に関する問い合わせや、プライスボードにローンの月々の支払額を表示する場合の表示方法に関する問い合わせ等が寄せられました。また、『特定事項』に関する問い合わせでは、特定の車両の燃費値（公式テスト値）からガソリン代を計算し表示することの可否等が寄せられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	40	60.6%	その他	6	9.1%
景品関係	20	30.3%	合計	66	100%

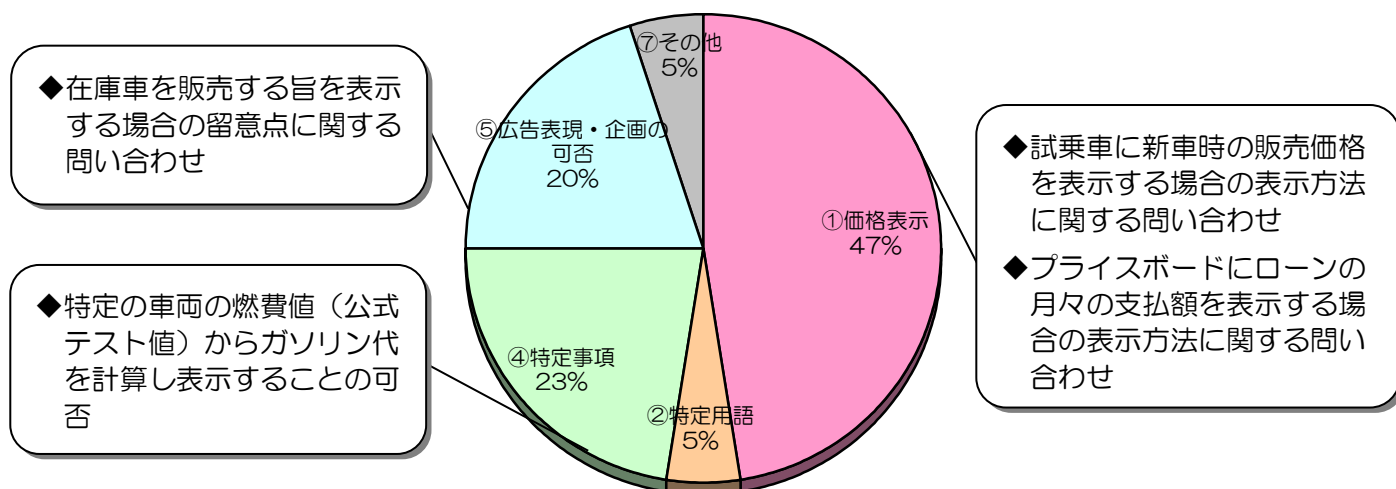
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>19</b>	<b>47.5%</b>	<b>④特定事項</b>	<b>9</b>	<b>22.5%</b>
表示方法	8	20.0%	燃費	3	7.5%
付属品・特別仕様	1	2.5%	安全・環境（ASV技術）	3	7.5%
値引き表示	3	7.5%	写真・イラスト	1	2.5%
支払総額	0	0.0%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	7	17.5%	その他（ランキング）	2	5.0%
その他	0	0.0%	<b>⑤広告表現・企画の可否</b>	<b>8</b>	<b>20.0%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>2</b>	<b>5.0%</b>	広告表現の可否	3	7.5%
新発売等	2	5.0%	企画の可否	3	7.5%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	2	5.0%
<b>③税金・諸費用</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	<b>⑥下取関係</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>
税金	0	0.0%	<b>⑦その他（主要諸元等）</b>	<b>2</b>	<b>5.0%</b>
諸費用・その他	0	0.0%	合計	40	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	4	20.0%	オープン懸賞	10	50.0%
一般懸賞（抽選等）	3	15.0%	その他（期間延長等）	3	15.0%
			合計	20	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 5月の事例 [新車関係]

Q. 当店では、試乗車を展示車の代わりに使用しているのですが、この試乗車に新車時の販売価格を表示する場合、どのように表示すればいいですか？

A. 試乗車は中古車であるため、規約上、当該車両を販売する目的で展示した場合は、中古車として販売する際の価格を表示する必要があります。しかしながら、当該試乗車を中古車として販売することが目的ではなく、同型、同内容の新車を販売する場合の『参考価格』であることが明確にわかるように表示※されていれば、当該試乗車に新車時の販売価格を表示することは問題ないものと考えます。ただし、『参考価格』として表示する場合であっても、例えば、当該試乗車とは異なるグレードの価格のみを表示することや、当該試乗車に装着されているオプション等を含まない安価な価格のみを表示することなどはできません。

※『参考価格』であることが明確にわかる表示とは

試乗車のボディ等に「試乗車」、「TEST DRIVE」等の表示がある場合や、プライスボード等に「参考：新車時価格」の表示がある場合など、当該試乗車と同型、同内容の新車を販売する場合の価格であることが明確となっているケース

[\[試乗車に新車価格を表示する際の留意点についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. プライスボードを表示する際に、車両本体価格は表示せずローンの月々の支払額のみを表示や、ローンの月々の支払額を車両本体価格より大きく目立つように表示することはできますか？

### 質問の表示例

<b>コートリ HYBRID X</b>	
月々 <b>16,500</b> 円から	
車両本体価格 1,887,055 円	実質年率 4.0% 60 回払い
頭金……円	初回支払額……円 2 回目以降……円
ボーナス払い……円	割賦販売支払総額……円

A. 規約上、展示車には、店頭で引き渡す場合の車両本体価格か支払総額を表示する必要があるため、割賦販売価格のみを表示することはできません。また、月々の支払額のみを表示や当該支払額を大きく目立つように表示した場合、あたかも表示した価格のみで購入することができるかのように誤認されるおそれがあることから、問題となります。

販売価格と併せてローンの支払例を表示する場合は、頭金の有無やボーナス月の加算額、ローン終了時の条件等を明確にするため、以下(①~⑤)を表示する必要があります。

①割賦販売価格(割賦支払総額) ②頭金の額 ③支払回数及び支払期間 ④実質年率

⑤残価設定ローンの場合はローン終了時の条件(車両の返却、買い取り、ローン継続等の車両の取扱い、車両状態や走行距離数等が規定の範囲外であった場合に別途費用が必要となる旨等)

なお、上記①~⑤を表示した上で、「月々の支払額」を表示することはできます。

### 正しい表示例

<b>コートリ HYBRID X</b>	
車両本体価格	<b>1,887,055</b> 円
◆◆プランなら 月々 <b>16,500</b> 円×60 回	
実質年率 4.0%	頭金……円 初回支払額……円
2 回目以降……円	ボーナス払い……円
割賦販売支払総額……円	

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、「支払総額」や「定期点検整備実施状況」の表示方法、「諸費用」に関する考え方等に関する問い合わせが多く寄せられました。また、『必要表示事項』に関する問い合わせでは、「保証の有無」や「修復歴の有無」等の一括表示に関する留意点等が寄せられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	56	72.7%	その他	17	22.1%
景品関係	4	5.2%	合計	77	100%

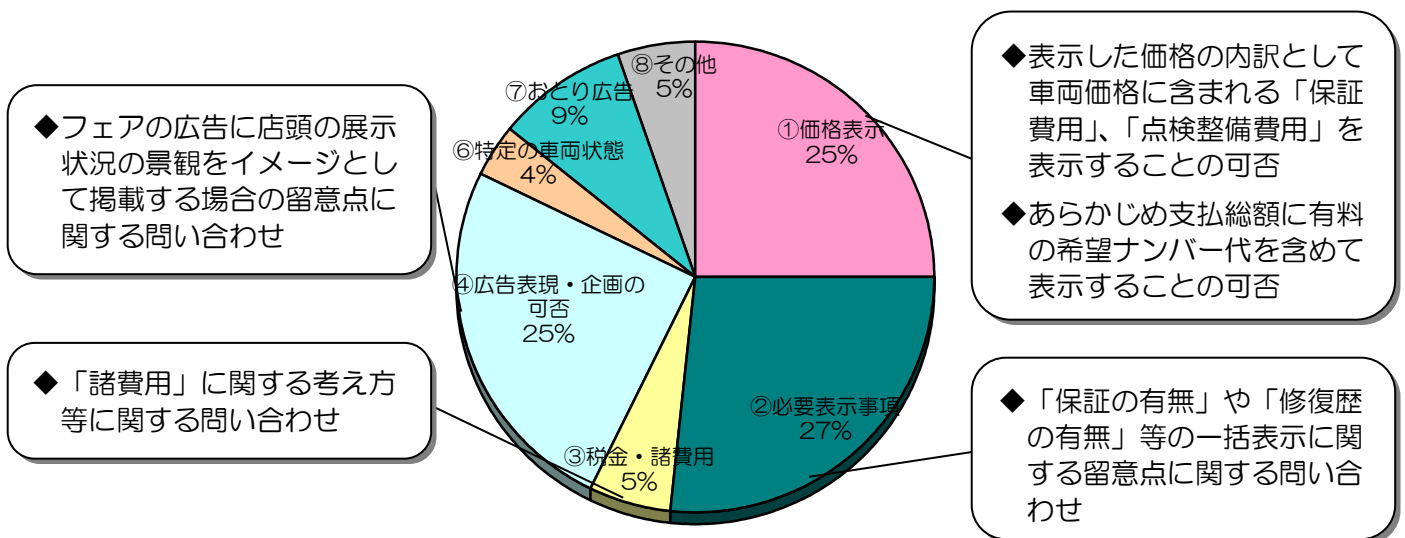
#### 【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	14	25.0%	③税金・諸費用	3	5.4%
表示方法	4	7.1%	税金	0	0.0%
値引き表示	1	1.8%	諸費用・その他	3	5.4%
支払総額	7	12.5%	④広告表現・企画の可否	14	25.0%
割賦・リース	2	3.6%	広告表現の可否	6	10.7%
その他	0	0.0%	企画の可否	1	1.8%
②必要表示事項	15	26.8%	抽象的な問い合わせ	7	12.5%
走行距離数	2	3.6%	⑤下取・買取関係	0	3.0%
保証の有無	1	1.8%	⑥特定の車両状態	2	0.0%
定期点検整備実施状況	3	5.4%	⑦おとり広告	5	8.9%
その他（必要表示事項等）	9	16.1%	⑧その他	3	5.4%
			合計	56	99%

#### 【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	1	25.0%	オープン懸賞	1	25.0%
一般懸賞（抽選等）	2	50.0%	その他	0	0.0%
			合計	4	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 5月の事例 [中古車関係]

Q. 当店は、定期点検整備を実施した上で保証を付けて販売しているので、車両価格にはそれらの費用を含めて表示しているのですが、支払総額を表示すると価格が高く見えてしまいます。そこで、表示した価格の内容を説明するため、車両価格の内訳として保証費用や点検整備費用の額を表示することはできますか？

A. 支払総額を表示する場合、その内訳として「車両価格（現金価格）」を表示する必要があります。

「保証付」、「定期点検整備実施あり」で販売する場合、それらに要する費用は「車両価格（現金価格）」に含めて表示する必要がありますが、それらの費用を「車両価格（現金価格）」に含めた上で、その内訳として保証費用や点検整備費用の額を表示することは問題ありません。

Q. お客様から希望ナンバーの取得を依頼されることもあることから、あらかじめ支払総額に希望ナンバーを取得するための費用を含めて表示しても問題ないですか？

A. 希望ナンバーを取得するための費用は、お客様から依頼された場合に別途申し受ける費用であることから、あらかじめ支払総額に含めて表示すべき性格のものではありません。そのため、希望ナンバーを取得するための費用について表示する場合は、まずは当該費用を含まない支払総額を表示した上で、参考として希望ナンバーを取得する場合の支払総額を表示するようにして下さい。

Q. 当店の販売地域の大半は車庫証明が必要な地域なのですが、必要ではない地域もあります。そこで、車庫証明手続代行費用は、支払総額に含めずに表示したいのですが、問題ないですか？

A. 自社の商圈に車庫証明が必要な地域と不要な地域が混在する場合、消費者トラブル未然防止の観点から、車庫証明手続代行費用は、支払総額に含めて表示するとともに、車庫証明が不要な地域のお客様に対しては、商談の過程において車庫証明が不要である旨を説明し、支払総額から車庫証明手続代行費用を控除して下さい。

なお、手続代行費用とは、購入者が行うべき手続き等を購入者の依頼を受けて販売店が代行することにより発生する費用であることから、購入者が自身で手続き等を行う場合は、当該費用を請求することはできません。

[\[中古車の支払総額の表示や諸費用の考え方はこちらをご参照下さい\]](#)